

答 申

1 審議会の結論

福岡県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、平成29年9月29日福警支第653号で行った個人情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

2 審査請求に係る対象個人情報の開示決定状況

審査請求に係る対象個人情報（以下「本件個人情報」という。）は、実施機関が作成した相談カードに記載されている審査請求人の個人情報である。

実施機関は、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、本件個人情報のうち、警察職員の職員番号については条例第14条第1項第1号（開示請求者以外の個人に関する情報）に、「措置経過」欄に記載された審査請求人以外の個人に関する情報については同号及び同項第4号（行政運営情報）に、警部補以下の階級にある警察職員の氏名及び印影については同項第6号（警察職員情報）に該当するとして不開示とし、その余の部分は開示している。

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の経過

ア 審査請求人は、平成29年8月30日付けで、実施機関に対し、条例第13条第1項の規定により、本件個人情報の開示請求を行った。

イ 実施機関は、条例第13条第3項の規定により、開示請求書に形式上の不備があるとして、平成29年9月12日付けで、審査請求人に対し、補正を求めた。

ウ 審査請求人は、平成29年9月19日付けで、実施機関に対し、補正書を提出した。

エ 実施機関は、平成29年9月29日付けで、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

オ 審査請求人は、平成29年12月25日付けで、本件決定を不服として、審査庁である福岡県公安委員会に対し、審査請求を行った。

4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張を要約すると、次のとおりである。なお、(1)及び(2)は審査請求書、(3)は反論書、(4)は意見陳述での審査請求人の主張である。

(1) 平成〇〇年〇〇月〇〇日措置経過に記載されている内容は、平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇氏（〇〇に関する告訴に関する一切を委任）と〇〇巡査長に申し出た際審査請求人には見せられていない文書であり、審査請求人が退出した後の両者の会話の内容・審査請求人の意図に反し事件化しないとした解決に至った経緯については、審査請求人は知る権利がある。

つまり、開示請求者以外の個人（〇〇氏）に関する情報であっても、開示請求者が〇〇とは委任者・代理人の関係にあることから、〇〇氏の正当な利益を害することにはならないと思料する。

(2) 相談等の内容に対する警察職員の評価・判断・決定に係る情報は、事件取扱者が責任を持って行う業務であり、これを不開示にすることにより警察と犯罪被害者である相談者との信頼関係が損なわれ、相談・捜査の継続や適正な情報収集・問題解決等が困難になるだけでなく、犯罪被害者本人及び親族への二次被害・三次被害を招くものであり市民生活の安全を脅かすものであり、あるまじき行為であり、責任の所在を明らかにするためにも不開示部分の全面開示を求めるものである。

(3) 審査請求人の習慣により担当者名は把握しているが、可能な限りの情報の開示を求める。

(4) 誰が相談を担当したかということは、審査請求人は知る権利があると思う。それがわからないと、相談後の経過について問い合わせることができない。

また、相談カードに記載した職員もその職において自分の責任を持って記載をしているし、意見を出した方も御自分の立場で責任を持って意見を出しているわけだから、それを開示するというのは全く異論がないことだと考える。

5 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を要約すると、次のとおりである。

(1) 警察職員の職員番号は、人事管理等の必要上、職員ごとに付与される識別番号であり、各種電子計算システムへのアクセスに使用し、また、職員の共済組合員証（保険証）の番号にも使用する情報である。

したがって、警察職員の職員番号は、審査請求人以外の第三者である警察職員に関する情報であって、これを開示すると当該職員のプライバシーを害するおそれがあると認められることから、条例第14条第1項第1号に該当するとして不開示とした。

また、「相談カード」（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号）の「措置経過」欄に記載された審査請求人以外の個人に関する情報に係る部分は、相談担当者が、当該相談の関係者による申立て内容を記載した情報である。

当該申立て内容については、特定の個人を識別できるものであり、また、当該個人の

名誉、社会的地位、プライバシーその他の利益を害するおそれがあると認められることから、条例第14条第1項第1号に該当するとして不開示とした。

- (2) 「相談カード」（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号）の「措置経過」欄に記載された審査請求人以外の個人に関する情報に係る部分は、前述のとおり、当該相談の関係者による申立て内容を記載した情報であり、当該申立て内容については、警察安全相談業務の性質上、警察が個人の秘密を厳守することを前提として聴取したものである。

したがって、これを開示することにより、警察安全相談業務における関係者との信頼関係が著しく損なわれ、当該業務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第14条第1項第4号に該当するとして不開示とした。

- (3) 警察職員の氏名については、開示した場合、適正な職務遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、公安委員会規則で定める一定の職にある警察職員の氏名を不開示としている。

公安委員会規則で定める一定の職にある警察職員とは、「福岡県個人情報保護条例第14条第1項第6号に規定する公安委員会規則で定める警察職員の氏名に関する規則」（平成18年3月24日福岡県公安委員会規則第7号）により、「警部以上の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職を除く警察職員」と規定されており、すなわち、警部補以下の警察職員が、この公安委員会規則に定める警察職員に該当する。

「受理決裁」、「受理者」、「処理決裁」、及び「処理者」の欄に記載された警部補以下の警察職員の氏名及び印影は、条例第14条第1項第6号に該当することから不開示とした。

6 審議会の判断

(1) 本件個人情報の性格及び内容について

ア 相談カードについて

相談カードは、警察安全相談（犯罪等による被害の未然防止に関する申出その他県民生活の安全に関する申出）、警察の事務に関する要望・意見その他これに類する一切の申出及び職務執行に関する苦情を受けた警察職員が、「福岡県警察相談活動実施要領の制定について（通達）」（平成15年福岡県警察本部内訓第11号）に基づき、その内容を所属長に報告するために作成するものである。

相談カードには、受理番号、受理日、受理決裁、受理者、申出種別、受理態様、件名、相談者（申出者）、申出内容、措置経過、処理状況、処理結果、処理決裁、処理者等の欄が設けられている。

イ 本件個人情報の内容について

本件個人情報は、実施機関が、平成〇〇年〇〇月〇〇日及び同年〇〇月〇〇日に、福

岡山〇〇警察署で審査請求人から警察安全相談を受けた際に作成した相談カードに記載された審査請求人の個人情報である。

ウ 不開示情報について

本件個人情報のうち、実施機関が不開示とした情報及び条例の適用条項は、次のとおりである。

- (ア) 平成〇〇年〇〇月〇〇日及び同年〇〇月〇〇日受理の相談カードの受理者及び処理者の欄に記載された警察職員の職員番号（以下「本件不開示情報1」という。）：条例第14条第1項第1号
- (イ) 平成〇〇年〇〇月〇〇日受理の相談カードの措置経過の欄に記載された審査請求人以外の個人に関する情報（以下「本件不開示情報2」という。）：条例第14条第1項第1号及び第4号
- (ウ) 平成〇〇年〇〇月〇〇日及び同年〇〇月〇〇日受理の相談カードの受理決裁、受理者、処理決裁及び処理者の欄に記載された警部補以下の階級にある警察職員の氏名及び印影（以下「本件不開示情報3」という。）：条例第14条第1項第6号

(2) 条例第14条第1項第1号該当性について

ア 本号の趣旨

条例第14条第1項第1号は、開示請求に係る個人情報の中に、開示請求者以外の個人の情報が含まれている場合において、これを開示すると、開示請求者以外の個人に関する情報を開示請求者に開示することとなり、それによって、当該個人の正当な利益を害するおそれがあることから、当該個人に関する情報を不開示とする要件を定めたものである。

「開示請求者以外の個人」とは、開示請求された公文書等に記載された自己情報の中に含まれる請求者（法定代理人が本人に代わって開示請求する場合にあっては、個人情報の本人をいう。）以外の者をいう。

「当該個人の正当な利益を害するおそれ」とは、開示することによって、個人情報に含まれる開示請求者以外の個人の名誉、社会的地位、プライバシーその他の利益を害するおそれがあることが、個人情報の内容等から判断できる場合をいう。

この場合の判断に当たっては、開示請求者と開示請求者以外の個人との関係及び個人情報の内容等を十分考慮して、個別に判断することが必要である。また、開示請求のあった個人情報に含まれる開示請求者以外の個人の権利利益を害するか否かの判断は当該個人の権利利益に関わる問題であるので、慎重に行う必要がある。

なお、開示請求者以外の個人に関する情報であっても、開示請求者が当該個人情報を知っている立場にあることが明らかな場合や何人でもこれを知り得る立場である場合は、正当な利益を害することにならない。

イ 該当性の判断

(7) 本件不開示情報1について

当審議会が実施機関に確認したところ、本件不開示情報1は、電子計算システムにアクセスする際に必要な識別番号であって、人事管理等の必要上、個々の職員を識別するために付与されるものであり、かつ、職員の共済組合員証（保険証）の番号に使用されている私的な情報であると認められる。

そうであれば、本件不開示情報1は、審査請求人以外の第三者である警察職員に関する情報であって、私生活において通常みだりに他人に知られたくないプライバシーに関するものである。また、本件不開示情報1は公にされているものではなく、審査請求人が本件不開示情報1を知っている立場にないことは明らかである。

したがって、本件不開示情報1は本号に該当すると認められることから、実施機関が不開示とした決定は妥当である。

(イ) 本件不開示情報2について

本件不開示情報2について、実施機関は、当該相談の関係者による申立て内容であって、開示すると当該相談の関係者の正当な利益を害するおそれがあると主張しているが、審査請求人は当該相談の関係者と委任者・代理人の関係にあることから開示したとしても正当な利益を害することにはならないと主張する。

当審議会が本件不開示情報2を見分したところ、審査請求人が主張するように審査請求人と当該相談の関係者が委任者・代理人の関係にあったとしても、本件不開示情報2が開示されると、当該相談の関係者の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、本件不開示情報2が本号に該当するとして、実施機関が不開示とした決定は妥当である。

なお、実施機関は、前述5(2)のとおり、本件不開示情報2が条例第14条第1項第4号にも該当すると説明しているが、同号該当性については、重ねて判断しない。

(3) 条例第14条第1項第6号該当性について

ア 本号の趣旨

本号は、警察職員の適正な職務遂行を確保する観点から同職員の氏名に関し不開示情報としての要件を定めたものである。

警察職員の氏名については、開示した場合、適正な職務遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、公安委員会規則で定める一定の職にある警察職員の氏名を不開示としている。

公安委員会規則で定める一定の職にある警察職員とは、「警部以上の階級にある警察

官をもって充てる職及びこれに相当する職を除く警察職員」（福岡県個人情報保護条例第14条第1項第6号に規定する公安委員会規則で定める警察職員の氏名に関する規則（平成18年福岡県公安委員会規則第7号））をいう。すなわち、警部補以下の階級にある警察職員がこれに該当する。

イ 該当性の判断

本件不開示情報3は、警部補以下の階級の職にある警察職員の氏名及び当該警察職員の姓を刻した印影である。警部補以下の階級の職にある警察職員の氏名は本号に該当することは明白であり、また、印影は、社会通念上、氏名と一体のものとして使用されており、氏名と同一視し得るものである。

したがって、本件不開示情報3が本号に該当するとして、実施機関が不開示とした決定は妥当である。

7 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、相談に対する警察署の対応に不適切な点があることなど、その他種々主張しているが、当審議会は、実施機関が行った個人情報の開示決定等の妥当性について判断する機関であるため、当該主張は当審議会の判断を左右するものではない。

以上の理由により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。